

# 宮古島市立上野小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が、在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

## 2. いじめ等問題行動に対応する基本方針

- (1) 教育活動全体を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない学校を目指すことが出来るように指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、個別の面談や定期的なアンケートを実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況把握に努める。

## 3. いじめの判断

- (1) 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- (2) いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

〈具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。〉

- ① ひやかし、からかい、おどされる、悪口、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団で無視される。
- ③ わざとぶつけられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ④ 金品を取られたり、持ってこいと言われたりする。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話に悪口や嫌なことを書かれたりする。
- ⑧ 性的ないたづらをされる。

※ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 4. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の構成員

(1) 名称…いじめ防止対策委員会

(2) 構成員（必要に応じて、外部専門家を活用）

- ・ 学校職員  
(校長、教頭、教務、特別支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、関係学級担任)
  - ・ 心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者  
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)
  - ・ その他の関係者  
(PTA役員、地域の代表者等)
- ※ 年2回定例会実施し、必要に応じて会を開く。

## 5. 学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する取組

犯罪行為 又は児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

|          |           | 児童へ直接関わる取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                        | 保護者との連携や依頼内容                                                                                                                          |
|----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめの未然防止 |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解(道徳、特活)</li> <li>○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル)</li> <li>○正しい判断力の育成(道徳、特活)</li> <li>○教育相談の実施(6月・11月)</li> <li>○支持的風土の醸成(授業、学級経営)</li> <li>○自己存在感、共感的人間関係、自己決定の場の設定(授業、各種行事)</li> <li>○毎月一回「人権について考える日」の実施</li> <li>○年1回「人権集会」の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り</li> <li>○生活の様々な機会を通して善悪の判断を育成</li> </ul> |
| いじめの早期発見 |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れている児童への声かけ</li> <li>○必要に応じて、教育相談、面談、アンケート(毎月1回)の実施</li> <li>○出席状況の確認</li> <li>○日々の観察</li> </ul>                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>              |
| いじめの早期対応 | いじめられた側   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○いじめから全力で守ることの約束</li> <li>○休み時間などにも見守りを行い被害が継続しない体制作り</li> <li>○カウンセリング、教育相談等の実施</li> <li>○必要に応じて関係機関との連携</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せる</li> <li>○子どもの話をよく聞くことで、事実や心情の把握</li> </ul>                                    |
|          | いじめた側     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○カウンセリング、教育相談等の実施</li> <li>○必要に応じて関係機関との連携</li> </ul>                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの話を聞く</li> </ul>                                 |
|          | 直接関係がない児童 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の問題として考えさせ、いじめを受けている児童の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることを気づかせ、日頃から人権意識を育む</li> <li>○傍観者や言いなりにならず、学校や保護者へ通告できるように指導</li> </ul>                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気づいた場合、学校や保護者へ通告できるように声かけ</li> </ul>                                                      |

〈ネット上でのいじめに関して〉(スマホ、ゲーム等)

### ①保護者へのお願い

- フィルタリングやルール決めの確実な実施
- 日頃から使用方法や使用内容の確認

### ②対応

ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課(098-886-0110)、法務局等に相談し、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

## 6. 重大事態

### (1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるを認めたとき。(以下省略) 【いじめ防止対策推進法 第28条】

### (2) 重大事態の対応

#### ① 発生報告

- ・教育委員会への報告

※重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

#### ② 重大事態の調査(調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定)

- ・アンケートや面談の実施

#### ③ 調査結果の情報提供及び報告

- ・被害児童、保護者への報告
- ・教育委員会を通して首長への報告

#### ④ 調査結果を踏まえた必要な措置

## 7. 校内研修の位置づけ

- 毎月、校内委員会や職員会議で気になる児童や事案の共有
- 4月・・・生徒指導の方針及び、学校いじめ防止基本方針の全職員による確認と実践
- 7・8月・・・いじめ防止や対応、学級経営、生徒指導、特別支援教育等についての研修

## 8. 保護者、地域への周知方法

- 「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載
- 学級保護者会等での周知
- いじめ防止対策委員会の設置

## 9. 方針の点検、見直し、評価に関する記載

- 時代の変化、児童・教師の入れ替え、保護者のニーズの変化に伴い、学校の実情も変化していくため、毎年、児童や保護者、学校の実情に応じて、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

令和3年3月改訂